

3月号 (534号)

A 株式会社と Y 株式会社はいずれも発行株式を証券取引所に上場する会社であった（以下、それぞれ「A 社」「Y 社」）。令和*1 年春頃から、両社は、経営統合に向けた交渉を重ね、同年 10 月 1 日、A 社を存続会社、Y 社を消滅会社とする吸収合併契約を締結した（以下、この吸収合併を「本件吸収合併」、契約を「本件契約」）。本件契約において、本件吸収合併の効力発生日を令和*2 年 3 月 1 日、合併比率については Y 社株式 2 株に A 社株式 1 株を交付する旨が定められた。本件吸収合併は、A 社・Y 社のいずれにとっても、株主総会で本件契約の承認の決議を要するものであり、令和*1 年 12 月 20 日、両社はそれぞれに臨時株主総会を開催し、いずれにおいても本件契約を承認する旨の決議が成立した。

Y 社の株主 X は、本件合併に反対であり、Y 社株式をしかるべき価格で買い取ってもらうことを希望している。X が、Y 社に株式を買い取ってもらうにはどのような手続を要するか説明しなさい。また、買取価格について協議が調わない場合に、買取価格をどのように決定すべきか、判例を踏まえて説明しなさい。なお、Y 社は種類株式発行会社ではない。

2月号(533号)

次の設問(1)(2)に答えなさい。

(1) Y₁株式会社(以下「Y₁社」)は、公開会社でも種類株式発行会社でもない会社であり、発行済株式総数は1万株、自己株式は保有していない。X₁は、Y₁社株式500株を有する株主である。X₁は、多数派株主およびY₁社取締役との間で、経営方針をめぐってかねてから対立があり、ここ数年の間に開かれた定時株主総会では、取締役再任の会社提案に反対したり、剰余金配当の増額を求める株主提案をしたりするなどしてきた。こうした背景のもと、X₁は、Y₁社に対して、計算書類作成の前提となった会計帳簿およびこれに関する資料の閲覧謄写を求めることとした。請求に際して、X₁がY₁社に明らかにした請求の理由が、次の㉞または㉟のようであるとき、Y₁社はX₁の請求に応じなければならないかについて論じなさい。なお、㉞または㉟の事情は、それぞれ独立の事情とする。また、X₁の権利行使は、設問に記載された以外の要件充足については問題ないものとする。

㉞Y₁社において、会社財産が適正妥当に運用されているかどうかについて調査するため。

㉟株式譲渡の承認請求の予定があり、株式の適正な価格を算定するため。

(2) Y₂株式会社(以下「Y₂社」)は、公開会社であるが、種類株式発行会社ではない。発行済株式総数は100万株、自己株式は保有していない。X₂は、Y₂社株式3万株を有する個人株主である。Y₂社は未上場の会社であるが、2年後を目途に東京証券取引所スタンダード市場への上場を目指している。ところが、Y₂社について、架空取引による粉飾決算の疑いのあることが報道された。報道について、Y₂社代表取締役は会見を開き、会計処理をめぐって監査法人との間で意見交換があったことは認めつつ、粉飾決算には当たらないと説明した。こうした背景のもと、X₂は、役員等の責任追及の訴えを提起するために必要な調査をすることを理由に、Y₂社に対して、会計帳簿およびこれに関する資料の閲覧謄写を求めた。これに対して、Y₂社が、X₂の請求は、会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求するものであるとして拒絶したため、X₂は、裁判所に、会計帳簿等の閲覧謄写を求める訴えを提起した。X₂の訴え提起後、かねて発行されていたY₂社新株予約権が行使され、Y₂社の発行済株式総数は120万株となった。X₂の権利行使に、設問に記載された以外の要件充足について問題はないとして、X₂の訴えが認められるかについて論じなさい。

1月号 (532号)

甲株式会社（以下「甲社」）は、一般消費者向けの加工食品の販売等を目的とする会社であり、その株式を東京証券取引所グロース市場に上場していた。代表取締役 Y は、甲社の創業者であり、議決権割合で 40% 余に当たる甲社株式を有する大株主でもあった。甲社の販売する商品は、添加物を使用していないことをアピールして、健康志向の消費者の間に人気があった。しかし、無添加で商品の外観や風味を維持することは難しく、令和*1年4月、Y の判断と指示により、添加物を使用するようになった。添加物を使用していることは、対外的に公表することもなく、引き続き無添加商品として販売を継続した。また、消費期限を過ぎた食材を、それまでは廃棄していたが、コスト削減のため、数日の経過であれば材料として使用するようになった。これら Y の指示による一連の偽装行為は、甲社従業員の一部が知るのみであった。その後、同年10月、外部機関から、甲社商品に添加物が含まれていることや、それを表示しないままでの販売は食品表示法などの関係法令に違反するとの指摘を受けた。外部機関からの指摘については、直ちに取締役会にも報告され、取締役会では、消費者に向け謝罪のうえ事実を公表すべきとする意見も出たが、Y の強い意向で、特段の対応はされなかった。同*2年1月、保健所からも同様の指摘を受けた。同じ頃、甲社を退職した者による告発も重なり、甲社における偽装行為の実態や、外部機関や保健所から指摘を受けていた経緯が、報道機関により広く報じられて社会から強い批判に晒され、商品もほとんど売れない状況となった。同年3月、事業回復は見込めず、甲社は破産手続を申し立て、破産手続開始決定がされた。

(1) 甲社の上場直後から取引のあった金融機関 X₁ は、令和*1年1月以来、甲社に事業資金を融通していたが、甲社の破産により、3000万円が回収不能となった。そこで、X₁ は、被った損害について、会社法 429 条 1 項に基づき Y に損害賠償を求めた。(2) X₂ は、甲社が業績好調であった令和*1年1月、甲社株式 10 株を 1000 万円で取得して株主となったが、同*2年1月の報道後の急激な株価下落に売却の機会もないまま上場廃止となり、株式は無価値となった。そこで、X₂ は、自身の損害について、X₁ と同様に、Y に損害賠償を求めた。X₁ および X₂ の請求は認められるか、それぞれ検討しなさい。

12月号(531号)

次の設問(1)(2)に答えなさい。

(1) ① Y₁株式会社(以下、「Y₁社」)は、油脂加工品や化粧品等の材料となる製品の製造・販売を目的とする非公開会社で、取締役会設置会社(監査等委員会置会社または指名委員会等設置会社ではない)である。② Y₁社では、原料の仕入先情報や原価計算表など(以下、「原価等情報」)は、社内規則により、担当の取締役と一部の従業員だけがアクセスできることとされ、鍵のかかる部屋に外部と接続できないコンピュータを設置して当該コンピュータ内に保存しており、プリントアウトするなどして原価等情報を室外に持ち出すには、その都度、書面により担当取締役の許可を要するなど、厳重に管理されていた。③令和*1年12月、Y₁社の取締役Aは、権限がないにもかかわらず、原価等情報を自己のUSBにダウンロードして、持ち出した(以下、「本件行為」)。本件行為は、Aが、同業の他社に勤める友人からの依頼を断り切れずに、不正に知りえたID番号やパスワードを使用して行ったもので、不正競争防止法の禁止する不正競争(2条1項4号〔営業秘密不正取得行為〕)に当たる行為であった。Y₁社の他の取締役は、本件行為を数日後に把握し、Aに確認したところ、Aも本件行為を認めたが、他社への原価等情報の遺漏はないと話した。Y₁社取締役会としては、事を荒立てたくないと考え、Aを譴責処分(以下、「本件処分」)とするにとどめた。④令和*2年1月、Y₁社の株主X₁は、本件行為および本件処分を知り、Aに対して取締役辞任を求めたが、処分はすでに済んでおり、辞任の意思はないとの返答であった。X₁は、本件行為は違法行為であって、Aが自ら辞するのでなければ、取締役解任もやむを得ないと考えている。この場合に、Aの取締役解任のため、X₁が株主として取りうる手続について説明しなさい。なお、Aは、令和*1年6月のY₁社株主総会で前年度に引き続いて取締役に再任されたものである。また、Y₁社の定款に取締役の任期について特別の定めはなく、Y₁社の株主総会では書面投票も電子投票も実施しないものとする。

(2) Y₂株式会社(以下、「Y₂社」)は、非上場の公開会社で、取締役会設置会社(監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社ではない)である。その代表取締役Bは、Y₂社の大株主でもあった。Bの他の取締役や従業員に対する態度は、高圧的で目に余るものであったため、Y₂社取締役X₂は、他の取締役とも相談して、態度を改めてくれるようBに要求したところ、Bは、X₂がY₂社の乗っ取りを画策するものと誤解し、激昂してX₂を罵倒し暴力を振るうなどした。X₂は、その後開催されたY₂社株主総会の決議で取締役を解任された。X₂は、自身の取締役解任には正当な理由がなく、残任期間および任期満了時に得られたはずの役員報酬、賞与、および退職金相当額の損害を被ったとして、Y₂社に請求した。X₂の請求は認められるか。

11 月号 (530 号)

甲株式会社（以下「甲社」）は、不動産賃貸あっせんのフランチャイズ事業等を展開する取締役会設置会社である（注）。A 株式会社（以下「A 社」）は、マンスリーマンション事業を目的とする甲社の子会社であった。A 社設立の際には、甲社のフランチャイズ事業の加盟店にも A 社株式を引き受けてもらうこととし、各地の加盟店が A 社設立時の株式を払込金額 5 万円で引き受け、保有していた。A 社設立から令和*1 年で約 5 年になるが、設立以来その株主は、甲社が発行済株式の 66.7%を、残部を加盟店が保有する構成となっていた。

令和*1 年 1 月、甲社では、経営の機動性向上によるグループ全体の競争力強化を企図して、甲社を持株会社とし主要事業は完全子会社が担う形に事業を再編（甲社が行っていた事業を新設分割〔会社 2 条 30 号〕により完全子会社化し、甲社はそれら事業子会社の持株会社としてグループ全体を管理する体制に移行）する計画を策定した。同計画に基づき、甲社のグループを形成していた子会社群も統合や再編を進めることになり、A 社については、甲社の完全子会社である B 株式会社（以下「B 社」）が吸収合併（2 条 27 号）する方針が示された。合併後の B 社の完全子会社性（甲社以外の B 社株主が存在しない状態）を維持するため、B 社との合併の前に A 社を甲社の完全子会社とすることとし、同年 6 月、A 社の株主である加盟店から、甲社が 1 株 5 万円（設立時の出資額と同額）で買い取った。これに応じない加盟店もあったが、同月中に甲社と A 社との間で株式交換契約を締結し（767 条）、同年 8 月 1 日、株式交換により A 社の完全子会社化を完了した（株式交換〔2 条 31 号〕では、完全子会社となる会社の株主が有する株式〔A 社株式〕を、完全親会社となる会社の株式〔甲社株式〕と交換することになる）。

令和*1 年 6 月の A 社株式買取りに先だって、甲社は、A 社株式の評価を複数の専門家（会計事務所と証券会社）に依頼し、いずれも同年 5 月末日時点の評価が 1 万円程度であるとの株式評価報告書を受領した。また、甲社では、社長（代表取締役 Y）の業務執行を補佐し、甲社およびグループ各社の全般的な経営方針等を協議する任意の諮問機関として経営会議を設置し、取締役や幹部従業員を構成員として定期的を開催していたが、A 社株式買取りについても同会議に諮り、㊦合併前の A 社の完全子会社化の方針、㊧加盟店との良好な関係を保つため可能な限り株主である加盟店の合意を得て実施すること、㊨買取価格を 5 万円とすることが提案され、提案のとおり実施することが了承された。さらに、Y は、弁護士からも、適正価格の 5 倍ほどの買取価格になるとしても、上記㊦や㊧などの考慮から許容範囲ではないかとの意見を得ていた。なお、買取価格の総額は 1 億 2000 万円余であったが、この金額の取引は、会社法上も内規上も、甲社にとって取締役会決議を要する規模にはない。

甲社株主 X は、令和*1 年 6 月の 1 株 5 万円での A 社株式買取りは甲社にとって不当に高額なものであり、Y（甲社代表取締役）は、取締役としての任務懈怠により甲社に損害を生じさせたのであるから、会社法 423 条 1 項により甲社に対し 1 億円の損害賠償責任を負うとして、同年 11 月、Y を被告とする株主代表訴訟を提起した。X による代表訴訟は適法に提起されたものである。X の主張が認められるか検討しなさい。

(注) フランチャイズ・システムとは、「本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えると同時に、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態」(公正取引委員会「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」)と説明される。

10月号(529号)

以下の設問(1)(2)に答えなさい。

(1) 甲株式会社(以下「甲社」)は、公開会社であり、非上場の株券発行会社である。Aは保有する甲社株券1000株にかかる株券を自宅に保管していたが、令和*1年2月1日にA宅が火災により全焼した。Aとその家族は、出火当時旅行で留守にしており無事であったが、Aは火災の後始末に追われた。Aは、同年2月末日、株券を焼失したとして甲社に対し株券喪失登録を請求し、登録を受けた。しかし、A宅に保管されていた株券は、火災の前、Bにより盗取されていた。この株券は、令和*2年2月10日、BからCに、譲渡の趣旨で交付された。この場合において、小問①②に答えなさい。各小問の事情は別個独立のものとする。

① Cは、令和*2年2月10日中に、甲社に対し、株主名簿の名義書換えを請求した。この場合に、甲社およびCは、いかなる対応をすべきか、Aが株券の再発行を受けるために必要となる手続と併せて、説明しなさい。

② Aは、令和*2年3月1日に甲社より株券の再発行を受け、同年3月15日に譲渡の趣旨でDに新株券を交付した。Dは、同日中に、甲社に対し株主名簿の名義書換えを請求し、認められた。一方、Cは、同年2月10日にBから株券を譲り受けていた(設問(1)本文)ものの、甲社定款では事業年度末日である3月31日が定時株主総会議決権等の基準日であったので、これに間に合えばよいと考え、同年3月20日に至って、甲社に対し、Bから交付された株券(旧株券)を提示して、名義書換えを請求した。しかし、株券が無効であることを理由に拒絶された。この場合において、CまたはDのいずれが甲社株主となるか説明しなさい。

(2) 乙株式会社(以下「乙社」)は、令和*1年3月に、E・F・Gなど5名が発起人となって設立した公開会社でない株式会社(非公開会社)である。会社成立後、E・F・Gが取締役に就任した。乙社は株券発行会社であるが、設立後から現在まで、株券の発行はされていない。同年10月、Fは、個人の事情により乙社株式を売却することを考え、Gに対し、持株の半数を譲渡することとし、同人との間で合意した(以下、譲渡合意の対象となった株式を「本件株式」)。乙社も、取締役会決議により譲渡を承認した。令和*2年1月頃、EおよびFと、Gとの間で、経営をめぐる意見が対立するようになり、Fは、令和*1年10月のFからGの株式譲渡は株券交付を欠き無効であったと主張するようになった。そこで、令和*2年2月、Gは、乙社およびFを相手に、本件株式にかかるGの株主地位の確認を求める訴えを提起した。FまたはGのいずれの主張を認めるべきか。

9月号(528号)

甲株式会社(以下「甲社」)は、取締役会設置会社であり、株券発行会社であるが、公開会社ではなく、種類株式発行会社でもない。Aは、その有する甲社株式の全部である100株(以下「本件株式」)をBに譲渡することとし、譲渡代金と引換えに、所持していた本件株式に係る株券を交付した。その以前に、Bは甲社の株主ではなく、甲社にはAのほかにも株主が存在していた。また、甲社株式の譲渡等の価格について、甲社、A、B、および甲社以外の第三者いずれにおいても直近の甲社株式の取引価格に従うことで争いはないものとする。この場合において、以下の設問(1)(2)に答えなさい。なお、分配可能額規制や欠損が生ずる場合の責任については考慮しなくてよい。

(1) Bが甲社の株主名簿に自身の株主名簿記載事項の記載を請求するために、AまたはBが甲社に対してしなければならない手続と、それに甲社が応ずる場合に必要となる手続とについて説明しなさい。

(2) Aが、(1)の甲社に対する手続をしないまま、本件株式について、譲渡の趣旨でBに株券を交付した場合に、本件株式の譲渡の有効性について論じなさい。

8月号 (527号)

甲株式会社（以下「甲社」）は、セントラルキッチンや食品加工工場向けの自動調理機の開発・製造・販売を目的とする、非上場の公開会社である。A は、甲社の創業者であって、その設立当初から筆頭株主であり、代表取締役社長の地位にある。B 会社（以下「B」）も、甲社の創業期からの株主であったが、自社の業績悪化から資金繰りに窮し、A に対し、B が保有する甲社株式の買取りを求めるようになった。B の A に対する買取り要求は次第に強くなり、A はこれを拒むことができず、甲社株式の買取りに応ずることになった（以下、A-B 間の株式譲渡を「本件株式譲渡」）。本件株式譲渡は、A 個人が B 保有の甲社株式全てを買取る形で行われたが、買取り資金は甲社が負担したものであり、甲社では自己株式の取得として株主名簿（会社 132 条 1 項 2 号）や会計（会社計算 24 条 1 項）の処理がされた。本件株式譲渡の譲渡価格は、その当時の甲社株式の価値を適切に反映したものであった。その後、甲社のもう一人の代表取締役で副社長の C が、甲社資金による本件株式譲渡および甲社における上記の処理を把握した。なお、本件株式譲渡が甲社にとって自己株式の取得に当たるとしても、本件株式譲渡の買取り総額は甲社の分配可能額の範囲内であって、その後、甲社に欠損が生ずることもなかった。また、甲社定款には、自己株式取得に関する特別な定めはない。

以上の場合において、次の設問(1)(2)(3)に答えなさい。なお、設問(1)(2)および(3)に示される事情は別個独立のものとする。

(1) C は、本件株式譲渡は会社法所定の手続を経ない違法な自己株式の取得に当たるとして、甲社を代表して、B に対し本件株式譲渡の無効を主張した。C による甲社の主張は認められるか。

(2) 本件株式譲渡後、急速に円安が進んだことで、甲社は海外向けの販売を大きく伸ばし、甲社株式の価値も、本件株式譲渡時から大幅に上昇した。海外ファンドや商社による甲社の買収も取り沙汰されるようになった。B は、本件株式譲渡が甲社にとって自己株式の取得に当たるところ、所定の手続を経ない違法な取得に当たるとして、甲社に対し本件株式譲渡の無効を主張し、株式の返還を求めた。B の請求は認められるか。

(3) A は、本件株式譲渡の実体は甲社自身による取得であって、甲社において会社法に従った手続が必要であることも承知していた。しかし、B 以外の株主の売主追加請求権発生を煩わしく思い、手続をとらなかった。B もまた A の意向を聞かされていた。C は、本件株式譲渡が無効であるとして、B に譲渡代金の返還を求めることも検討したが、B の業績悪化は明らかで、B からの回収は期待できない。そこで、取締役会にも諮った上で、A に対し、会社法 423 条 1 項に基づき、会社に対する損害賠償の支払を求めることとした。甲社を代表する C の A に対する請求は認められるか、認められる場合に会社の損害額はどのように考えるべきか。

7月号 (526号)

次の設問(1)(2)に答えなさい。

(1) Y₁株式会社(以下「Y₁社」)は、令和*1年1月当時、非上場の公開会社であって、代表取締役Aほか4名(計5名)を取締役とする取締役会設置会社であり、Bを監査役とする監査役設置会社であった。Y₁社代表取締役Aは、同月10日、かねて取引のあったX₁社への未払債務300万円の支払のため、同年7月10日を満期日とする約束手形(以下「本件手形」)を振り出した。手形振出に先立って、Aは、X₁社の代表取締役を兼ねていたことから、Y₁社取締役会(以下「Y₁社取締役会」)を開催し、本件手形振出について、その承認(以下「Y₁社取締役会決議」)を得た。その後、同年6月、Aは、Y₁社定時株主総会開催日をもって任期満了となりY₁社取締役を退任し、代わってCが、同社代表取締役に選定され就任した。同年7月、本件手形が満期を迎え、X₁社がY₁社に手形金の支払を求めたところ、Y₁社は、Y₁社取締役会決議は無効であり、承認を欠く本件手形にかかる振出も無効であるとして支払を拒んだ。Y₁社取締役会決議について、次の㉗または㉘の事情がある場合に、Y₁社の主張は認められるか。なお、㉗および㉘は別個独立の事情とする。

㉗Y₁社取締役会には、監査役Bは出席していたものの、取締役Dに招集通知がされておらず、Dは出席しなかった。出席した取締役はAを含む4名であり、Y₁社取締役会決議の際、Aは議決に参加せず、他の3名の取締役が賛成した。

㉘Y₁社取締役会には、Aを含む全5名の取締役は出席していたものの、監査役Bに招集通知がされておらず、Bは出席しなかった。Y₁社取締役会決議の際、Aは議決に参加せず、他の4名の取締役が賛成した。

(2) Y₂株式会社(以下「Y₂社」)は、公開会社ではなく、取締役会設置会社である(監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社ではない)。X₂は、Y₂社の代表取締役であった。しかし、令和*1年7月31日開催の同社取締役会(以下「Y₂社取締役会」)で、代表取締役解職が議事に取りあげられ、賛成多数でX₂は代表取締役を解職された(以下「Y₂社取締役会決議」)。X₂は、Y₂社取締役会決議には、次の㉙または㉚の瑕疵があったと主張して、決議無効確認の訴えを提起した。X₂の主張は認められるか。なお、㉙および㉚は別個独立の事情とする。

㉙Y₂社の定款には、「取締役会の招集通知は書面でなし、通知には会議の目的事項を記載しなければならない」との定めがあった。Y₂社取締役会開催に際して発出された招集通知書面には、代表取締役解職や後任となる代表取締役の選定についての議題の記載はなかった。Y₂社取締役会決議は、Y₂社の定款の定め反して、招集通知に記載されていない議題について議決されたものであった。

㉚Y₂社取締役会決議当時、Y₂社の取締役はX₂のほかE・F・Gの3名が取締役であった。Y₂社取締役会決議では、X₂は特別利害関係があるとして議決への参加が認められず、E・F・Gの3名の取締役による議決の結果、解職への賛成2名、反対1名となった。しかし、X₂にも議決権行使を認めるべきであり、X₂も議決に参加していれば、解職議案は可否同数となって

否決されていたはずである。

6月号 (525号)

次の㉗～㉜の各場合について、設問に答えなさい。

㉗ Y1 株式会社 (以下「Y1 社」) は取締役会設置会社 (監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社ではない) であり、Y1 社取締役会は、代表取締役 A、ならびに代表権を有しない取締役である B および C により構成されていた。令和*1 年 5 月、B は、全株主に向けて、株主総会の招集通知を発送し、同年 6 月、出席した株主の議決権の過半数によって新たに D および E を取締役に選任する旨を決議した。Y1 社の株主である X1 は、D および E の選任決議の有効性を争うことができるか。

㉘ Y2 株式会社 (以下「Y2 社」) は、令和*1 年 6 月に開催された株主総会で、F を新たに取締役に選任する旨を決議した。F は、同年 3 月、破産法の詐欺破産罪で罰金刑を受けた者である。Y2 社のメインバンクである X2 銀行は、F の選任決議の有効性を争うことができるか。

㉙ Y3 株式会社 (以下「Y3 社」) は、令和*1 年 5 月、取締役会決議に基づき、株主総会の招集通知を発送し、同年 6 月 20 日、開催された株主総会で、新たに G を取締役に選任する旨を決議した。しかし、5 月の招集通知では、一部の株主に招集通知が発送されていないことが判明した。Y3 社の株主である X3 は、適法な招集通知を受けたものであるが、G の選任決議の有効性を争うことができるか。同年 11 月、6 月 20 日の株主総会で、株主 H が、あらかじめ書面で G の選任議案について質問し、会場でも同じ内容を質したが、これに対する Y3 社取締役からの説明がないまま G 選任が採決されたとの事実が判明した。X3 は、この事実を追加主張することができるか。

㉚ 令和*1 年 6 月開催の Y4 株式会社 (以下「Y4 社」) 株主総会では、議長 I が、株主総会決議により取締役として J が選任された旨を宣言した (可決の宣言)。しかし、これは I が投票の取扱いを誤ったため、正しくは否決されるべきであった決議が可決したもとして宣言されたものであった。Y4 社の株主である X4 は、J の選任決議の有効性を争うことができるか。

5月号 (524号)

Y1はタクシーや路線バスの事業を営む株式会社であり、Y2はシステムの開発やコンサルティング事業を営む合同会社である。令和*1年5月、両社は共同でライドシェア事業に乗り出すことで合意し、そのための合弁会社としてY3株式会社（以下、「Y3」）を設立することとし、Y1・Y2が、Y3設立のための発起人となった。事業展開に必須となるアプリの開発には、まとまった資金が必要である。そこで、Y3設立に際して株主を募り、必要な資金を集めることを計画し、各種媒体への株主募集の広告出稿について広告代理店X1との間で契約を結んだ。Y1は自身が引き受ける株式について、一部を金銭で出資するほか、保有する車両を評価額400万円を出資することとした。同年6月、Y1・Y2は、レンタルスペース業者X2との間で、設立事務所とする部屋の使用と、3か月後に予定する創立総会開催のための大会議室の予約のため、所用の契約を結んだ。同年9月、創立総会を済ませ、同月末、Y3の設立登記を完了した。

Y3設立に必要なとなる手続について説明しなさい。なお、Y3は種類株式発行会社ではない。

X1は株主募集広告のための手数料として400万円について、X2はオフィス・スペース等の使用料として200万円について、支払を受けていない。Y3の定款に設立に関する費用として500万円の定めがある場合に、X1・X2は、未払いの手数料や使用料を誰に対して請求すべきか論じなさい。

4月号(523号)

X株式会社(以下、「X社」)は、取締役会設置会社である。X社の定款には目的として「建設・土木工事の施工及び請負並びにこれに付帯する事業を行う」との記載があり、他の事業についての記載はない(以下、X社定款所定の目的を「X社の目的」)。令和*1年4月現在、X社の株主には、発行株式の40%を有するA、同じく40%を有するBのほか、X社従業員であるCがいる。また、Aが代表取締役、BとCが代表権のない取締役として取締役会を構成している。

同年5月、Aは、流行性疾患の急拡大を受けて、X社として、マスクの販売事業に乗り出すことを決め、不織布マスクの製造が可能な工場と製造ノウハウを有するY社との間で、マスクの製造・販売について協力することとなった。マスクの製造に必要な材料の買付けと製造とをY社に委託することとして、X社とY社の間で、これについての契約(以下、「本件契約」)を結んだ。本件契約に基づき、X社は、材料購入のための費用として1000万円(以下、「本件金員」)を支払った。完成品の納期は、同年7月末の予定である。

同年6月、Y社との取引を知ったBとCは、Y社との取引はX社にとって馴染みのない高リスクな取引であると考えた。そこで、同月開かれたX社定例取締役会で、BとCは、Aを代表取締役から解職し、Bをこれに代えた。代表取締役となったBは、X社として、Y社に対し、本件契約はX社の目的の範囲を超えるものであるとして、契約無効を主張し、支払った本件金員の返還を求めた。これに対して、Y社は、X社の目的はY社の知るところではなく、本件契約は有効であるとして本件金員の返還を拒んだ。そこで、X社は、X社の目的は登記事項であるからY社は知っているものと扱われると主張(以下、X社のこの主張を「悪意擬制の主張」)して、Y社に対する本件金員の返還を求める訴えを裁判所に提起した。

X社の訴えが認められるかについて、悪意擬制の主張の可否も検討しつつ論じなさい。